

第10回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 3年10月 5日(火) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 5階 第二委員会室

・出席委員

1番	白 石 淳 一	2番	星 野 芳 寿
3番	遠 西 美 子	4番	石 井 武 久
5番	遠 藤 由理子	6番	宮 下 庄 吉
7番	高 井 武 男	8番	生 方 芳 光
9番	萩 原 正 道	10番	中 村 順 子
11番	金 井 繁 行	12番	星 野 博 一
13番	井 上 正 文 (会長)	14番	牛 口 長 明
15番	小 林 由喜子		

・欠席

・遅刻

・早退

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	真 庭 弘 明
副主幹	佐 藤 エリカ

事務局長	<p>1. 開会前 午後1時33分</p> <p>開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 在任委員15名中、現在の出席委員は、15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。 はじめに、井上会長よりごあいさつをいただき、引き続き進行をお願いいたします。</p>
議長 (井上会長)	<p>2. 開会及び会長あいさつ 午後1時34分</p>
議長	<p>3. 議事録署名委員の指名について 午後1時35分</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、7番高井武男委員、8番生方芳光委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 午後1時36分</p> <p>議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。 事務局より順次、報告をお願いします</p>
事務局員	<p>下記について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第3条の3の規定による届出について (2) 農地の合意解約について (3) 制限除外の農地移動について (4) 農地復元届について (5) 農地に該当しないことの証明について
議長	<p>これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。</p>
議長	<p>5. 付議事件 午後1時40分</p> <p>議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。</p>
事務局員	<p>議案説明 6件 (議案内容説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。審議に入ります。 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
7番	<p>まず1番と2番、関連がありますので一括で 続きまして3番 売買価格1,500円の算出の根拠を教えてください。</p>
事務局員	<p>申請書に記載された内容になりますが、払い下げの算出根拠を確認して</p>

改めてご回答します。

議長 地目は田と有りますが、農地として使っていなかったのでしょうか。

事務局員 農地として使用していました。

議長 算出根拠は後ほどお願いします。

続きまして4番

続きまして5番

続きまして6番

ご意見等あればお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。
議案第48号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第49号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして3番

事務局員 申請理由で用悪水路と有りますがこれは何ですか。

用水と排水の水路です。以前より水路として利用されていましたが、地目は畑となっていました。

経過が不明であり、農業用の用悪水路かどうかははっきりしないため、農業用施設としての判断を行っていません。

議長

分かりました。

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第49号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第49号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第50号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第50号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明11件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ここで、提出された1番の案件については4番委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いします。

4番

先日、事務局の案内で現地を確認しましたが、周辺は、土地改良事業が施行された広がりのある農地です。

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

その他、ご意見がございましたらお願いいたします。

11番

1番の案件について、これは許可になりうる案件ですか。

事務局員

先ほどの説明のとおり、第1種農地であり原則不許可で、転用事業は、不許可の例外に該当しないと思われま

す。総会でご判断いただく案件になるかと思われま

11番

自分の土地を自分が経営している会社の資材置場として使いたいとのことですよ。

現地を見てはいませんが、一般論ですが、これを許可したら全部許可することになりますよ。

議長

4番委員が現地調査に同行し、土地改良事業を行っている10ヘクタール以上の広がりがある優良農地がある区域で、第1種農地として原則不許可で、不許可の例外にも該当しないとのことで、11番委員が言われたとおり、ここを許可すると歯止めが利かなくなると思

います。

続きまして2番

続きまして3番

続きまして4番

続きまして5番

続きまして6番

続きまして7番

続きまして8番

続きまして9番

続きまして10番

続きまして11番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第51号については、1番の案件については不許可とし、2番から11番の案件は申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、1番の案件については不許可とし、2番から11番の案件については申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第52号「競売農地の農地法第5条買受適格証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

7番

職業が自営業とありますが、農地を取得することができるのですか。

事務局員

農地法5条の買受適格証明願になりますので、農地転用を前提とした買受適格証明願出となります。

議長

この案件は、競売の対象となった土地について、1番と2番の人が買受希望があるということによろしいですか。

事務局員

はい。

議長

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第52号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第52号「競売農地の農地法第5条買受適格証明願について」は、申請のとおりこれを認め、証明することと決定いたします。

次に議案第53号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

1 番

ご意見等あればお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。
議案第 5 3 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 5 3 号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了

午後 2 時 4 1 分

6. 協議事項

7. 連絡事項

- (1) 農地利用最適化業務活動報告書【四半期報告】について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了

午後 2 時 4 8 分